

令和 7 年度

国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区他
現場技術業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条 国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区他現場技術業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙現場技術業務実施要領第3の1監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区及び旧迫川二期地区における設計、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の補助的作業を行うことにより、事務所業務のより効率的な実施に資することを目的とする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学）、農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条 現場技術員の技術者区分及び資格は次のいずれかの者とする。

技術者区分	資 格
現場技術員（C）	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・技術士補（農業部門） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者

(配置技術者の確認)

第6条 共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を

明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条 受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(対象施設の概要)

第8条 本業務で対象とする施設の概要は、次表のとおりである。

業務対象地区	対象施設	発注業務（予定）	概略数量
吉田川流域地区 (別紙1)	排水機場及び排水路	吉田川流域地区前蒲統合排水 機場基本設計業務 吉田川流域地区羽生排水機場 基本設計業務	排水機場及び排水路 1式
旧迫川二期地区 (別紙2)	揚・排水機場及び排水 路整備	旧迫川二期地区高石揚水機場 他基本設計業務 旧迫川二期地区米山流域排水 解析補足その他業務	揚・排水機場及び排水 路 1式

(業務場所)

第9条 業務場所は、東北農政局北上土地改良調査管理事務所宮城支所及び業務対象地区内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。設計、関係機関等との協議及び事業実施に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員との協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第10条 業務期間は次のとおりとする。

令和7年4月9日～令和8年3月19日

(業務内容)

第11条 本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）1名とし、その業務内容は次のとおりとする。

- 1) 設計に関する業務
 - ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務
- 2) 関係機関等との協議に関する業務
 - ・基礎的資料の作成に関する業務
- 3) 事業実施に関する業務
 - ・基礎的資料の作成に関する業務

(作業上の留意事項)

第12条

- (1) 通勤用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には、庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

第 13 条 共通仕様書 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第 14 条 成果物の提出は、次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

(成果物の提出先)

第 15 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里 6－7－10 古川合同庁舎 3 階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所宮城支所

(契約変更)

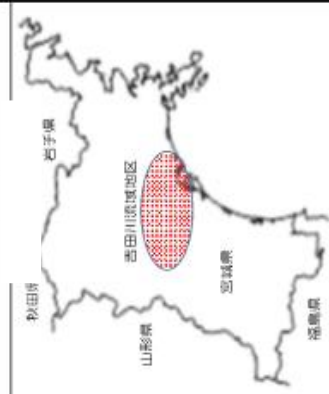
第 16 条 現場技術業務契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合
- (2) 第 9 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合
- (3) 第 10 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合
- (4) 第 11 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合
- (5) 第 13 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (6) 第 14 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (7) その他

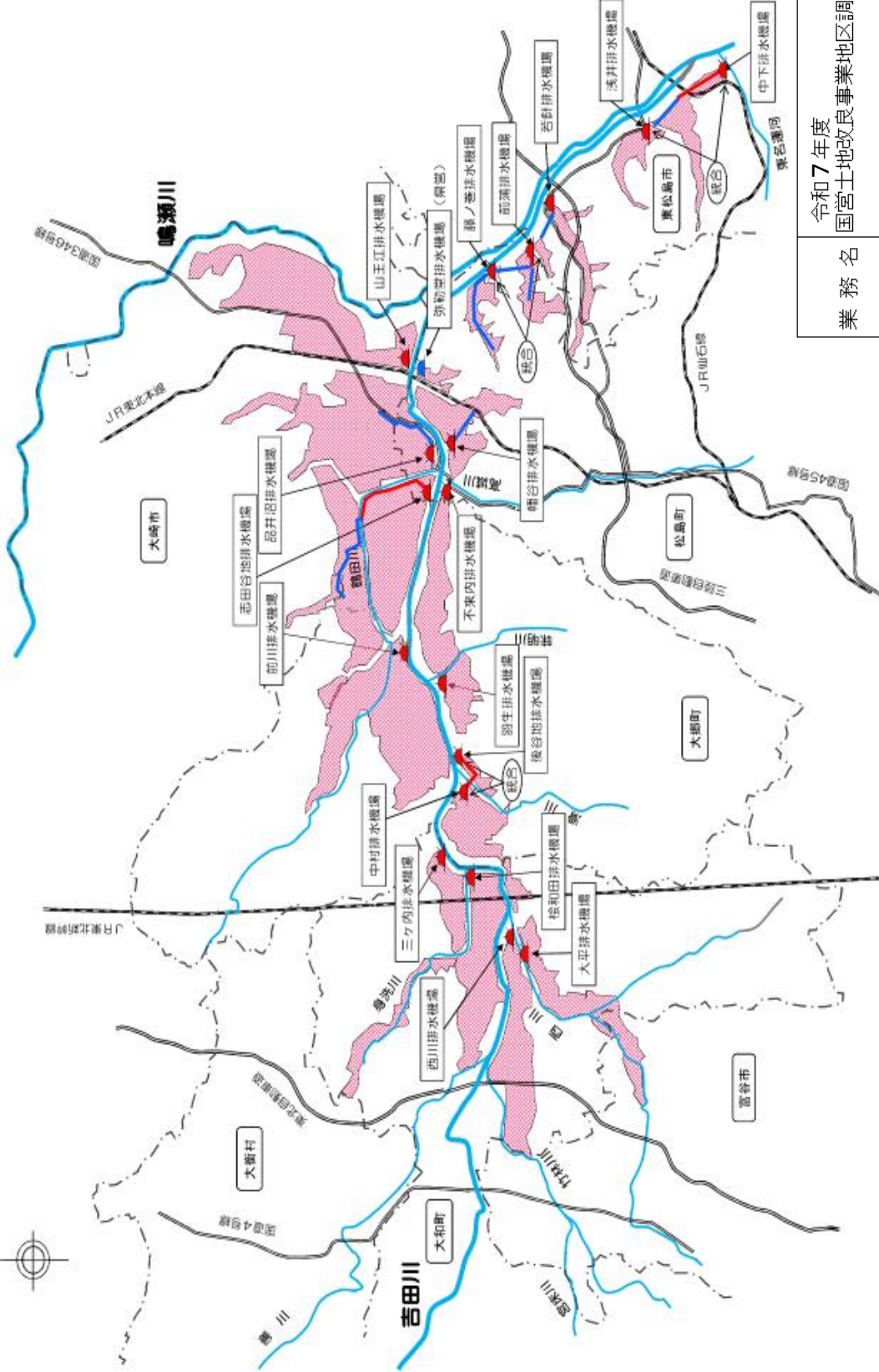
(定めなき事項)

第 17 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

位置図



位置図



受益面積 (ha)

排水受益 4,418

計 4,418

凡 例

	排水受益
	排水機場(改修)国営
	排水機場(改修)県営
	河川
	排水路(新設改修)国営
	排水路(新設改修)県営

業務名

令和7年度
国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区他現場技術業務

図面名称

位置図

図面番号

1

事務所名

東北農政局 北上土地改良調査管理事務所

